

令和 6 年度地域支援事業実施要綱等の改正点

「地域支援事業の実施について」(平成 18 年 6 月 9 日老発 0609001 号厚生労働省老健局長通知) 及び  
「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」(平成 27 年 6 月 5 日老発 0605 第 5 号厚生労働省老健局長通知)

**1. 介護保険法・介護保険法施行令・介護保険法施行規則等の法令改正関係**

法令改正により令和 6 年 4 月 1 日から適用される以下の点について反映。

- (1) 総合事業の継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化
- (2) 総合相談支援事業の一部委託
- (3) 介護給付費等費用適正化事業の再編

**2. 「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」・「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針」の改正関係**

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(令和 3 年厚生労働省告示第 29 号) 及び「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針」(平成 27 年厚生労働省告示第 196 号) の全部改正に伴い、文言や事業内容の統一を行うとともに、総合事業におけるサービス・活動事業の記載方法について整理。

**3. 「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」を踏まえた改正**

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理を踏まえ、1 及び 2 に加えて以下の点を反映。

- (1) 総合事業のうち補助・助成等による実施の場合に居宅要支援被保険者等以外の利用者がいる場合の対象経費の計算方法の見直し
- (2) 高齢者の選択を支援する目標指向型の介護予防ケアマネジメントの明確化
- (3) 生活支援体制整備事業における「住民参画・官民連携推進事業」の新設
- (4) 事業評価の留意事項の更新

**4. 各事業における事業内容の変更**

上記のほか、以下の事業において事業内容の変更を反映。

- (1) 認知症総合支援事業のうち、認知症地域支援・ケア向上事業の拡充
- (2) 任意事業の家族介護支援事業のうち、介護用品の支給にかかる第 9 期取扱いの反映
- (3) 任意事業のその他の事業の地域自立生活支援事業のうち、高齢者の安心な住まいの確保に資する事業について、詳細を別に定める通知に記載する方式に変更

**5. その他、全体の構成や語句修正等**

1～4 のほか、全体構成や語句の修正等を反映。

「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）

- 1 「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」における議論の内容を踏まえ、介護予防ケアマネジメントについて、地域包括支援センターの計画の策定に係る業務負担軽減の視点も踏まえつつ、医療・介護専門職の適切なかかわりあいのもとで「高齢者の選択」を適切に支援する観点から、
  - ・ 介護予防ケアマネジメント計画の策定が法令等において必須である場合を整理するとともに、
  - ・ 介護予防ケアマネジメント計画の策定業務以外の、介護予防ケアマネジメントに含まれる業務範囲を明確化。
  
- 2 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）の施行により指定介護予防支援事業者の指定について、新たに指定居宅介護支援事業者が指定を受けて実施できることに伴い生じる指定介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの行き来に関する対応についての対応例を記載。
  
- 3 その他用語の定義や文言の修正等

「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知)

**1 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号。以下「改正法」という。)による改正後の介護保険法(平成9年法律第123号)の施行に係る所要の改正及びそれに伴う介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。)の改正によるもの**

- 改正法により、地域包括支援センター(以下「センター」という。)が行う総合相談支援事業について、その一部を委託可能となることにあわせ、一部委託できる者や要件等を規定。
- 改正法により、指定介護予防支援事業者の指定について、新たに指定居宅介護支援事業者が指定を受けて実施できることに伴い、介護予防サービス計画の検証について規定。  
※検証の具体的内容については、別途事務連絡で周知予定。

**2 社会保障審議会介護保険部会での意見を踏まえて行う上記以外の規則の改正等に伴うもの**

- センターの職員配置について、一定の条件のもと常勤換算方法による配置及び複数の圏域で合算して配置することを可とする規則改正に係る内容を規定。
- 上記に係る規則改正に伴い、地域包括支援センター運営協議会の所掌事務について、新たに追記。
- 主任介護支援専門員に準ずる者について、センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者を新たに規定。

**3 その他、全体の構成や用語の定義及び字句の修正等**